

令和6年8月16日

JDSA認定教育登録証の偽造登録証にご注意ください！

公益社団法人日本訪問販売協会（以下「協会」という。）では、協会が定めた教育カリキュラムを履修し、一定の評価を得た販売員にJDSA認定教育登録証（以下、「登録証」という。）を交付するJDSA教育登録制度を実施していますが、この度、偽造された登録証の存在が確認されました。

登録証は協会の正会員事業者に所属する販売員のみが所持するものであり、それ以外の者が所持することはありません。また、表と裏の両面に所定の印刷・印字・押印があります。

この度確認された偽造登録証は、「会員事業者の名称」として協会に加盟していない事業者名が表記されており、裏面の印刷等が全くないものでした。

協会の正会員以外の事業者名が記載された登録証は偽造登録証になります。

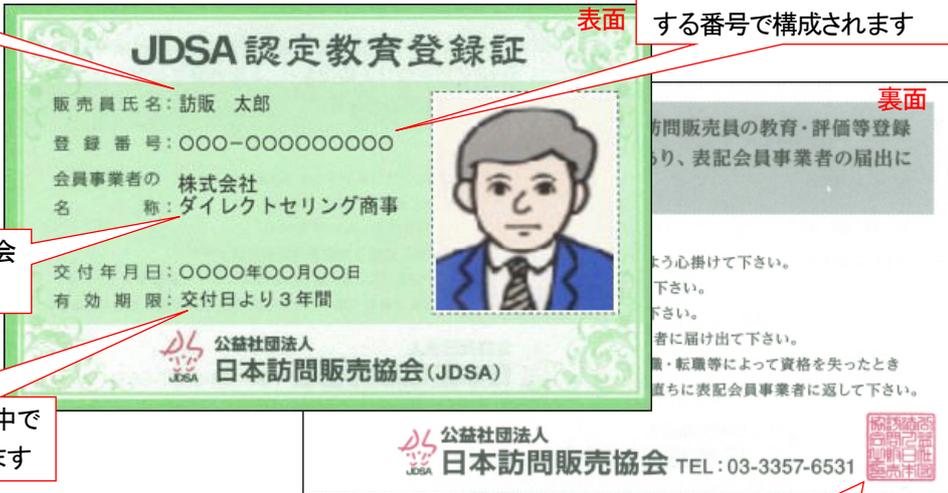
協会の正会員は公式WEBサイトの会員一覧、または、協会の消費者相談室「訪問販売ホットライン」でご確認いただけます。

登録証を提示された場合は、偽造登録証にご注意ください！

＜登録証の見本＞

登録証を交付された販売員の氏名です

協会が事業者毎に設定する番号と事業者が販売員毎に設定する番号で構成されます



表面

裏面

(公社)日本訪問販売協会の正会員の名称です

最長3年までの期間の中で事業者が任意に設定します

押印があります

※登録証はクレジットカードサイズ（86mm×54mm）です。

公益社団法人日本訪問販売協会 消費者相談室「訪問販売ホットライン」

月～金（年末年始・祝祭日を除く）

午前10時～12時／午後1時～4時30分

【フリーダイヤル】0120-513-506

【WEBサイト】<http://jdsa.or.jp>

